

川崎市高津区選挙管理委員会告示第 20 号

令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院神奈川県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙において既に選任した本区役所期日前投票所の**投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者**を変更し、改めて公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 37 条第 2 項及び第 4 項の規定により、次のとおり選任しました。

令和 7 年 7 月 14 日

川崎市高津区選挙管理委員会

委員長 大 滝 幸 三

（別紙省略）